4　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十八条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［５・６　略］

第三節　銀行・証券監督局

［条を削る。］

（監督調査室等及び企画官等）

第九条　総務課に、監督調査室、リスク管理検査室、サイバーセキュリティ対策企画調整室、金融犯罪対策室、金融サービス利用者相談室、貸金業室、信用機構対応室及び金融仲介企画室並びに企画官三人、マクロプルーデンス調整官一人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人、国際監督調整官一人、資料情報調査官二人、研修指導官一人、研修相談官一人、サイバーセキュリティ対策企画調整官一人、システムリスク審査官一人、経済安全保障専門官五人、金融行政相談官一人、主任金融仲介調査官一人、金融仲介調査官一人、調査官一人、主任統括検査官五人、統括検査官五人、特別検査官十五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任専門検査官一人、専門検査官十六人及び金融証券検査官二百六十一人（うち百三十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　監督調査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　銀行・証券監督事務（令第二十条第一項第三号に規定する銀行・証券監督事務をいう。以下この条において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融機関等（令第七条第二項に規定する金融機関等をいう。第十四項第二号及び第五号を除き、以下同じ。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　略］

3　［略］

4　リスク管理検査室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち重要なものの実施に関すること。

二　銀行・証券監督事務に従事する職員の訓練並びに監督事務の指導及び監督に関すること。

5　リスク管理検査室に、室長を置く。

6　サイバーセキュリティ対策企画調整室は、総務課の所掌事務のうち複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十七項において同じ。）の確保に関するものに限る。）をつかさどる。

7　サイバーセキュリティ対策企画調整室に、室長を置く。

4　企業財務調査官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち令第十七条第一項第二号及び第九号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務に従事する。

［５・６　同上］

第三節　監督局

（主任統括検査官等）

第九条　監督局に、主任統括検査官三人、統括検査官一人、特別検査官十三人、主任専門検査官一人、専門検査官十一人及び金融証券検査官七十七人（うち十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（監督調査室等及び監督企画官等）

第十条　総務課に、監督調査室及び信用機構対応室並びに監督企画官二人、主任金融情報分析官一人、金融情報分析官二人、事業再生支援管理官一人及び国際監督調整官一人を置く。

2　［同上］

一　監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この条において同じ。）に関する指針の策定又は施策に関する調査に関すること。

二　金融機関等（令第三条第二項第二号及び第三号に掲げる者をいう。）の業務又は財産に関するリスク及びその管理の状況の把握に関する施策の企画及び立案並びに推進に関すること。

［三・四　同上］

3　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］